

青森地方裁判所委員会及び青森家庭裁判所委員会(第9回)議事概要

1 日時 平成19年11月12日(月)午後1時30分

2 場所 青森地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員((地)は地方裁判所委員,(家)は家庭裁判所委員,(地家)は地方裁判所委員兼家庭裁判所委員を示す。敬称省略)

石岡隆司(地),下田孝志(地家),中田鶴子(地),成田耕造(地家),沼田徹(家),小泉敏彦(地家),三輪和雄(地家),渡邊英敬(地),香川徹也(家)

(2) 説明者

家庭裁判所裁判官(兼委員),同首席調査官及び地方裁判所裁判官(兼委員)

(3) 事務担当者

(地方裁判所)民事首席書記官,刑事首席書記官,事務局長,事務局次長,檢察審査会事務局長

(家庭裁判所)首席家裁調査官,首席書記官,事務局長,事務局次長,総務課長

4 議事

(1) 開会

(2) 所長あいさつ

新委員紹介(下田委員及び渡邊委員)

(3) 意見交換テーマ

ア 少年事件における補導委託先の開拓について

イ 裁判員制度について

(4) 意見交換内容(◎委員長,○委員,□説明者,△事務担当者)

◎ 前回のテーマ「国民が利用しやすい庁舎とするための方策」に関し,各委員から提案があった課題に対して,当裁判所の取組状況について裁判所側から説明する。

△ 国民が利用しやすい庁舎とするための方策について、2点を説明する。1点目は、正面玄関に設置されている守衛のブースの機能は、「受付案内」の位置付けになる。上部に「受付案内」の表示があるが、当事者からよく見えないこともあり、ブースのカウンターに「受付」と明確に表示した。当事者は、正面又は北口玄関から入ってくるとまず、玄関ホール内の庁舎案内図を見た上で、守衛に行き先を尋ねるようであるので今後は迷うことなく目的の場所に行くことができる。2点目はエレベーターホールの照明が暗いのではないかということであるが、蛍光灯15個のうち14個を、黄色灯から照度の高い白色灯に換えた。しかし、構造上、これ以上電圧を高くすることはできないことと予算上の制約がある。この点の更なる改善については今後の課題とする。現在の玄関の照明状況は、外側ポーチに10個、両側の風除室に3個ずつ及び玄関ホールに49個、全部で65個の電球及び蛍光灯が設置されているが、点灯させているものは49個のうち38個だけである。これは、現在、裁判所としても、温暖化対策の「CO2削減」に取り組んでいるためであるが、今後も当事者の利用しやすい庁舎とするための照明には配慮していくこととしたい。

◎ このように当事者に分かりやすいように「受付案内」のブースに「受付」というカウンター表示板を置いたことや照明についても、若干改善されているが、まだまだ不十分であるという問題意識を持っている。この件に関連して何か御質問や意見等があれば伺いたい。

○ 1階の「民事受付相談センター」のことが外部の方にまだまだ知られていないようである。外部に向けての宣伝はどうなっているか。

△ 民事受付相談センターだけのパンフレットというものは作成していないが、全般的なものとして、玄関ホールに「ご存知ですか あなたのための 裁判所の相談窓口」というリーフレットを備え置いている。また、このリーフレットは、5月に、県内各市町村役場、警察署及び関係機関等に対し、約8000部配布している（委員会終了時に各委員に前記リーフレットを配布した。）。

◎ 次に、本日のテーマである家庭裁判所の補導委託制度について意見交換等を行う。テーマに入る前に、青森県の少年事件全般について、裁判所側から説明がある。

□ ○少年事件全般について説明する。各委員には、事前に最高裁判所作成のDVDビデオ「少年審判～少年の健全な育成のために」を御覧いただいているが、これにより少年審判の手續について理解されたと思われる。本日、改めて少年事件にはどんな保護処分があるか、青森県内で実施している保護的措置にはどういふものがあるかについて説明する。

資料「青森県の少年事件について」のパワーポイントのファイル及び審判手續「家庭裁判所を中心に見た少年保護事件系統図」を御覧になっていただきたい。

青森県内での保護的措置の具体的なものとして、軽微な交通事故でけがを負わせた場合の業務上過失傷害（自動車運転過失傷害罪）保護事件等の少年に対し、調査官が個別の事情聴取をした後、ビデオ鑑賞・集団講習を行って、事故の悲惨さや交通法規の遵守の大切さなどを知ってもらうことにしている。また、審判をしないで少年を帰したり（審判不開始決定）、審判を開いても処分せずに帰したりしている（不処分決定）。

ところで、青森県内においては、万引き防止の講習会を行っている。書店経営者が、万引きの被害に関して、どのような苦勞をしているかを、少年及び保護者を相手に切々と話す内容となっているが、これにより、少年は、万引きについて大変なことをしてしまったことに気がつき、軽率な行為を振り返ることができる。今後は非行を起こさないと誓ってもらう。また、少年の年齢に近い成人に、自身の体験を通じて、どのように困難を乗り越えてきたのかなどを話してもらうことにより、少年自身が自分の非行を振り返り、立ち直りのきっかけにもらうことができる。これまでに講習を受けた少年による再犯は1件もない。なお、本年は、カーリングのチーム青森の本橋選手を招いて、10代

のころの困難な体験とそれを乗り越えた体験とを少年及び保護者に話していただいたので、そのときの様子を説明する。

△ 本橋選手から、ピュアカウンセリングという同世代からの働き掛けや助言が大事であり、10代でのカーリング体験、前向きに生きていくこと、チーム内の苦労や仲間のことなどを話していただいたところ、目標・目的や自信を持っていない少年は共鳴し、保護者も共鳴された様子であった。少年は直に話を聞くことによって心に訴えられるものを感じたようだ。

□ ○青森独自の保護的措置の一つとして封筒の使用済みの切手を収集して少年と保護者とで一緒になって切り取ってもらい、切り取った古切手をNPO法人に送る作業をしてもらっている。また、公園をボランティアで少年と保護者が一緒に清掃してもらったり、弘前大学の学生ボランティアによる、学校の授業についていけない生徒への個別の学習指導等を行っている。指導を受けて高校合格に必ずしもつながるわけではないが、少しでも学力の向上により、少年の自信回復につながるのではないかと考えている。

古切手の収集の狙いとしては、被害者の立場を理解することや社会規範の意味を学び、親子共同参加により、人間関係の基本となる親子関係を修復させることになる。つまり、いろんな作業を親子共同で行わせることにより、帰宅後、今日の作業はどうだったかなどと親子共通の話題で話し合うことができ、ぎくしゃくした親子関係を修復することができるのではないかと考えている。周りの人達から認められていない少年がボランティアをすることによって他人から感謝されたり、自己の存在意義を見直したり、自信を回復することにより、少年自らが自覚し、犯罪に走らないという再発防止の効果に役立つことを期待している。

△ 続いて、補導委託制度について説明する。家庭裁判所の補導委託先の確保について、各委員の御理解と御協力をお願いしたい。

少年保護事件系統図によれば、少年審判の最終的な処分を決定する前に、試

験観察という中間決定がある。しかし、青森県内では、東北管内でも補導委託先が少なく、審判の最終処分として少年が心せず少年院などへの施設収容となるケースが比較的多いのではないかと思われる。少年にとっては、補導委託先という、地域の中で生活し、更生していくのがいい方法ではないかと思われる場合がある。そこで、より一層補導委託先を増やしたいと考えているので御協力をお願いしたい。

調査官として、今まで、北海道において補導委託の意見を出したことがあるので、そのうちのいくつかを披露する。数年前に覚せい剤で心身ともボロボロになった女子少年がおり、知床半島のある町に住む〇さんという方に委託を依頼した。〇さんは手広く商売をされている方であるが、これまで三十数年間に38人の女子少年を引き受け、更生に尽力していただいた人で、面倒見がよく、少年が成人になったあとも〇さんのおばちゃんと慕われた。残念ながら今年亡くなったということである。また、札幌市内の建設会社の女性社長は、受託先になってまだ2年足らずで、少年を10人以上引き受けてくれているが、都会の建設会社ということで道内各地から少年が集まってくる。このような少年たちに、補導委託制度を利用することにより、少年が少年院に収容されることなく更生し、少年院帰りというレッテルをはられずにすむことはうれしいことである。青森県内にもこのような委託先を少しでも増やしたいと思っている。

- ◎ 補導委託について、何か御質問や御意見があったらお願いします。ところで、試験観察の件数はそんなに多くないが、どうして活用されないのか。
- △ 少子化により少年の数が減ってきており、事件数も減っていることが考えられる。さらに、現在の受託者が高齢になってきたことや非行少年に対する社会の目が少しずつ厳しくなっていることも考えられる。非行少年を積極的に引き受けてくれるという方が少なくなってきた。
- ◎ 委託したいと思っても、受け入れてくれる方が少なくなってきたということか。

○ 少年は、仕事の習慣がついていないので、すぐ会社を辞めてしまう。その結果、お金がないので窃盗や恐喝などをする事になり、それを繰り返すことになる。委託先としては、少年に老人ホームの入所者の世話をさせたり、規則正しい生活をさせたりするなどの職業訓練をさせてくれるところが必要である。

そういう施設に身柄付きでお願いし、そこで立ち直ってくれば少年院に収容せずに済むと思われる。

△ 雪国である東北や北海道地方は、暖かい地方と違って条件が悪く、通年雇用してくれる場所が少ないという実情がある。

○ 県内に身柄付きの委託先が1か所あるが、どのような方法により委託先を開拓するのか。

△ 少年の調査を行い、その少年の属人的な条件や情報を知り、少年を雇ってもいいという雇用主がいれば直接頼みに行き、その際に補導委託制度のことを話題に出したりする。先日、ロータリークラブのランチミーティングに出席して話をした。また、県庁を訪ねて、酪農農家やリンゴ農家を紹介していただけるようお願いした。ほかに町の中の建設会社とかがあれば働きやすいと思う。

○ 牧場などもいいのではないかと思う。建設会社などでも少年を何人か雇ったことがある。

◎ 非行少年ということで、委託先が家族のことを考えて二の足を踏むということがあるか。

○ 非行少年は、通常、突っ張りや強面で怖いというイメージがあるが、会って話をしたり、ほめられたりすると、にこっと笑ったりする優しい感じの少年が多い。非行少年に関して、私たちが関わる少年のイメージと世間一般人の少年のイメージが少しずれて、一般人に真の少年の姿がなかなか伝わりにくい。そのずれを何とか変えていかなければいけないと思っている。

◎ これまで委託先で事件が起きるようなことはなかったのか。

○ 少年が受託者に乱暴するなどの事件はないが、仕事がきつくて辛いという理

由で親元に逃げ出したケースはある。車を盗んで逃げることもあった。

- 委託先で凶悪罪を起こした少年はありましたか。
- 一般的に窃盗や恐喝事件を起こす少年が多い。なお、委託について補足説明をする。通常、少年にとってなじみやすいと思われる施設等に少年を委託する。
少年に仕事の習慣がついていないのであれば、日中は仕事に励み、その疲れで早く寝る、翌日また働き、小遣いももらえる、休日には自由に遊ぶという、この一連のサイクルが分かれば立ち直るきっかけにはなる。親の愛情を受けたことがなく、飢えている少年が、受託者から厳しく叱ってもらったり、逆にほめてもらったりする体験により、立ち直ってくることを期待して少年を委託先をお願いしている。
- △ 委託先が多くあれば、それぞれの特徴を見た上で、その少年にふさわしい所を選んで紹介することができる。
- 委託先の登録方法を知りたい。
- △ 受託者を希望される方には、登録手続をする前に二、三日事実上体験をお願いし、事業費や事務費を含め、補導委託の説明を行ってから決めて登録する。
- 委託先として、子供のいない夫婦の家庭がいいのではないか。知り合いにそういう人がいるが、夫婦ともに賛成してもらわないといけない。職業を身につけるとい目標がある。
- 例えば、少年は、短期間、介護施設で働き、そこで、他人のいたみを知り、他人に優しくすることも覚えることがある。そして優しくすることによって感謝され、その結果、評価してもらったと自覚するようになる。裁判所は少年により適合するであろう委託先を選定している。
- ◎ 万引きした少年やその保護者に対する万引き防止講習会等についての意見はあるか。
- 万引きをして裁判所に送致される少年の数よりも、補導されない少年の方が多いかもしいない。万引きがあまりにも多いということで、県商工会連合会が

大型店舗等で調査を行い、同連合会の方々や店の方に対して、万引防止上、講習会を開くなど先進的な取組を行っている。

◎ 前回の講習会への出席者をお聞きしたい。

△ 部長と若い店員の方に出席していただいた。被害の実態を話していただいた後に、少年と年齢の近い20代の店員の方に、万引き行為をどのように感じているか、あるいは、店のひどい被害状況などを情緒的に話をしていただいた。

出席者は聞き入っていた。

○ 店側は、お客をもてなしの気持ちで接しなさいと普段から教育しているが、働く側から疑心暗鬼で見てしまうのはどうかなと思う。

○ 講習後、少年は感想文に、店が万引き防止のために、費用をかけていて、あまりもうけがないんだということやお客さんを疑心暗鬼でみることは悲しく、裏切られた気持ちになるという話を聞いて、自分は何て悲しいことをしたのかと書いていた。

○ 売上げの1%が残せるかどうかの商売をしている。ある店では、万引きした商品の代金は払ってもらうのは当然だが、このほかに警察に事情聴取のために呼び出されると相当な時間がかかる。だれもその補償をしてくれないので、その日当分も少年・保護者に支払えと言っているような現状にある。

○ 警察に呼び出されると何時間も拘束される。時間がもったいない、面倒くさいと言って警察に被害届を出さないという店もある。

◎ 家庭裁判所の審判の結果として審判不開始決定や不処分決定がある。これらは単に処分しないということではなく、審判に至るまでにこのような手当をしていることをお分かりいただきたい。

補導委託について、御意見やアドバイスがあれば、いつでも裁判所にお寄せください。

◎ 次のテーマの裁判員制度について、第8回模擬裁判等が10月24日から3日間開かれたので、その際の問題点や課題等を裁判所側から説明する。

□ ○ 毎回模擬裁判実施の課題を設けているところであるが、今回は二つあって、その一つは、本番を念頭においた裁判員模擬選任手続を行うことであり、これは青森では初めての試みで、新聞各紙等に取り上げられた。もう一つは、法律上難解であるといわれる責任能力についてであり、この課題について、裁判員がどのように認識し、判断してもらえるかであった。模擬選任手続は、7月に一度行っているが、このときは裁判所職員が候補者役になり、各企業等に役割を設定して質問手続を行った上、裁判員を選任した。

今回は、候補者として一般の方々をお願いした。候補者役は、広報活動の一環として実施した企業訪問の各企業等から模擬裁判用の候補者推薦名簿を出していただき、その名簿の中から青森市、弘前市及び黒石市の近郊の企業25社205人の中から29人（そのうち1人は、当日、仕事により辞退の申出があり、取消決定をした。）の方に呼出状を郵送した。呼出状とともに質問票も同封し、模擬裁判が行われる職務従事期間に不都合の事情があるかどうかを尋ね、その旨を記載して質問票を裁判所に送り返していただいた。質問手続の当日は、当日用の質問票も交付し、記載をお願いした。当日用の質問票には、これから審理する事件に関して不公平な裁判を行うおそれがあるかどうかの質問事項を設け、質問手続の際にそれを確認したり、あるいは裁判員になることができない具体的な事情があるかどうかを尋ねた。最終的にパソコンのクジにより6人の裁判員を選任した。選任された裁判員の職種は、食品製造販売、ガス製造業、人材派遣業など男性5人、女性1人だった。

模擬選任手続について、参加した候補者から感想を聞いたところ、①呼出状という名称は、適当ではないとの意見があった。これに対して裁判所としては、不出頭になれば過料に処されるという法律的な重要な効果も発生するわけで法律に従って「呼出状」を使用したものであることを説明した。しかし、「呼出状」に拒否反応を示すということであれば、他の名称を使うことができないかどうかを検討する必要があるかもしれない。

次に、②選任手続中の待ち時間が長すぎるとの意見があった。当日、日程等についてのオリエンテーションを行い、注意事項等をお知らせしたが、最終的な選任、不選任の決定までに、所要時間が約1時間20分かかった。28人に対して、一人当たり一、二分の質問手続を行ったが、この時間が候補者の待ち時間である。裁判所としては、この間、各人の質問票をコピーして裁判官、弁護士及び検察官に配布し、あらかじめ問題がないかどうか検討してから個別に面接して裁判長が質問する。その後、選任するかどうか検討する時間を設けたので、どうしてもこのように時間がかかる。実情として、3日間差支えのない候補者のみだったが、結局、これだけの時間がかかってしまう。今後、様々な事情を抱えた候補者となれば更に時間がかかることになる。今回、この質問手続の待ち時間については、待合室でビデオの放映、新聞、雑誌も用意して候補者に見ていただいたが、今後、裁判所としても更に検討する必要がある。

この点については、集団で面接をしたらどうかとの提案があった。しかし、個別の候補者の顔が見えないこと、個別に具体的な事情を聞けないことがあり、疑問である。一方、待ち時間に会社の書類や雑誌を持ち込んでいいと知らされていなかったので無駄に過ごしてしまったとの意見もあった。今後、これらを事前に送付する書面に記載するかどうかを検討しなければならない。

不選任となった候補者の場合には、午前中で用件が終了し、午後半日、時間が無駄になってしまい、不合理であるので、これを解消するために、選任日のみを別に設け、他の日に審理する3日間を設けたらどうかとの意見もあった。

しかし、選任手続の際、担当する事件の内容を知ることにより、熱心な方は自分で調べたりするかもしれない。そうすると事件に対して予断を持つおそれも出てくる。他方、審理するまでに間があくと差し支えの事情が出てきて、欠席する場合も考えられる。そうすると6人の裁判員が欠けてしまうおそれもある。更に検討が必要である。

また、6人を選任するのに、これだけ多くの候補者の呼出しが必要なのかと

いう疑問も出された。しかし、これについては、何人の方に参加していただけるか分からない段階では、ある程度多くの候補者に参加していただくことが必要になる。今後、何回か選任手続の回数を重ねることによって妥当な候補者の数が決まってくるのではないか。裁判員制度の休暇を取れたとしてもその間の仕事をだれかが代わりに処理してくれるわけではなく、結局、仕事の処理が先送りになってしまい、職場に戻ったときに、残業したりして処理することになってしまうと話してくれた方もいた。

次に、責任能力についてであるが、今回の模擬裁判の事件は殺人事件であるところ、被告人は統合失調症で2回の入院歴を持ち、レンタカーを借り続けていたが、会社から車を引き揚げられたことに端を発して車を取り返そうとして従業員を刺殺したという事案である。被告人の話には妄想に支配されていることが随所に見られることから、争点は刑事責任能力の有無、つまり、善悪を判断し、その判断に従って行為できる能力があったかどうかであった。

ところで、犯罪が成立するためには責任能力が必要である。人を殺したが、責任能力がないために無罪になってしまうということが裁判員に理解してもらえるかどうかから審理は始まった。検察官は、当然責任能力があるということで起訴し、簡易鑑定書が証拠として出された。簡易鑑定書というのは、捜査段階において短時間の診察をもとに医師が作成したものである。ところが、弁護人からは、心神喪失状態であり、責任能力がないという、時間をかけて作成された鑑定書が提出され、被告人を鑑定した精神科医師の証人尋問を行った。このように、双方から提出された証拠及びこれに基づく当事者の主張を、裁判員が責任能力の問題として理解できるかどうかの判断が今回の審理の特徴であった。模擬裁判においては、審理計画段階で裁判員が鑑定書を読む時間を設けた。

評議の結果、心神耗弱で責任能力は認められたが、心神状況が著しく低下していたという評決により求刑が懲役10年のところ懲役8年という判決になった。

裁判所としては、責任能力の概念自体や責任能力がなぜ必要か、裁判員どの程度理解していただけるかが懸念されたが、最終的に裁判員の方に理解していただいた。しかし、どの程度の低下があれば心神耗弱になるのか心神喪失との基準や判断が難しいとの意見が出された。裁判員は、鑑定書に初めて接し、内容としていろいろな各種の検査結果が示されたり、精神医学用語が多用されたり、理解しにくかったと思われる。鑑定書の内容を簡潔なものにしなければならない。これについては、最高裁が中心になってそのような方向で裁判官と精神科医との研究会が開催されたと聞いている。

- ◎ 主任弁護人役を担当された委員からも意見等をお願いしたい。
- 選任手続について、事前に裁判員の肩書き等が詳しく記載されていたため、質問手続においては聞くことはなかった。実際は、裁判員がどのような仕事をされているのかなど、もう少し具体的な質問をしなければ、人となり分からなく、更に時間がかかる。事前にその辺は質問票に記載していただいた方がよろしいのではないか。審理について、審理終了後に裁判員に話をお聞きしたところ、もう少し考える時間がほしかった、消化不良だった、もう一度やればもっとしっかりできるのではないかなどの感想を述べられていた。ところで、工夫次第かもしれないが、裁判員制度に対し、批判的な評価を持っている方に裁判員をお願いしていいのかという気持ちがある。最後に、今回は社会常識や経験則に基づいて一般生活人として、例えば殺意があるとか、この人が犯人であるとか自信を持って判断できるケースは多いが、今回は、自信を持ってこうだという判断ができた裁判員はいなかったのではないか。時間が迫っているので時間の流れに乗って評決に至ったという感じが見受けられた。なお、「心神喪失者等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」が施行されているが、仮に、この法律により裁判所に申し立てられた場合の手続のルートがどうなるのか、この法律に対する考慮や政策的な考慮が判断の中にあってしかるべきである。裁判員にこのような配慮を説明し、理解していただ

いた上で、刑事裁判に関与していただくためにはどうしたらよいか、疑問が残る。

量刑について、裁判員は自分の家族が被害者であれば、求刑が懲役10年でも短いと感想を述べていた。検察官申請の被害者の陳述が裁判員の心情を動かしたかもしれないが、弁護人としては、裁判員があまりにも被害者側の立場に重きを置いてしまうということは危険ではないかと感じた。

- ◎ ほかの委員の方で、意見等はないか。
- 何時に終了したのか。
- 3日目の午後4時までに判決宣告が終了した。できるだけ所定の時間内に納めるよう心掛けた。
- 私が参加したときは、1日目は、午後7時ということがあった。家に帰る時間を考えてしまい、最初から午後7時までかかると知らされていればよいが、当初午後5時までと知らされていたので、いつ終わるのか不安になった。審理計画をきちんと決めていただきたい。ところで、会社員は今回、有休扱いだったのか。
- 各裁判員候補者の休暇について詳しいことは分からないが、会社から裁判員として送り出された方が多かった。
- 私は会社の経営者であるが、休暇については大きな問題である。大企業は別であるが、中小企業としては就業規則とかを考えてしまう。休暇について現在の状況がどうなっているのか、全国の様子を知らせていただきたい。
- ◎ 全国的にどのような状況になっているか情報があまり入ってこない。新聞報道では、トヨタ自動車が裁判員制度特別休暇の創設をしたとあった。
- 私の会社では、模擬裁判に参加するのは有給休暇ということではなく、特別休暇扱いとなり、自分の休みが減らないことになる。本番でどうするのかはまだ決めていない。
- 法律には、裁判員が休暇を取っても不利益を受けないという規定がある。し

かし、有給休暇制度をつくる義務まで規定していない。

- ◎ 広報活動の一環として、商工団体等に休暇制度について模擬就業規則を示したりして依頼したことがあるが、その効果はまだ現れていない状況である。
- 平成21年5月までに始まるが、平成20年12月には候補者に対して通知書及び調査票が送付される。
- 今回の模擬裁判では、会社から推薦名簿を提出していただいたということであるが、選びやすい人たちであったということか。
- そうである。平成20年2月に第9回模擬裁判を予定している。従前の裁判官の構成を変えることにしている。また、選任手続では、様々な事情を抱えている候補者を含めての選任手続を予定している。
- ◎ 最後に、検察庁でもさまざまな取組をしているので、その実情を報告されたい。
- 法務省では、これまで広報活動の一環としてDVD「裁判員制度」—もしもあなたが選ばれたら—を制作したが、これは58分と長く、なかなか御覧いただく機会が少なかったのではないか。今回、新たに23分のDVDアニメ「山口六平太」裁判員プロジェクトはじめます！を制作した。短時間でもあり委員の方に是非御覧いただきたい。選任手続も盛り込まれているので裁判員制度の全体像が分かる。
- ◎ 弁護士会ではいかがか。
- 今回の模擬裁判のように3日間とか、あるいは4日間とか集中して審理することになれば、弁護人が1人というのは大変であり、複数人で担当した方がよい。なお、弁護人選任の関係では、実務として被疑者段階では弘前の弁護士が付いたところ、起訴が青森本庁になった場合、青森の弁護人を頼むのかどうかなどの問題がある。
- ◎ これで本日の委員会を終了する。なお、次回のテーマ等について御意見等があれば当庁に御連絡いただきたい。

(5) 次回開催期日

平成20年5月28日(水)午後1時30分～午後3時30分

(6) 閉会